

第 11 次

石垣市交通安全計画

(令和 3 年度～令和 7 年度)

石垣市交通安全対策会議



ま え が き

市民の安全と安心の確保は、真に豊かで安らぎと活力のある石垣市を構築していくための前提として極めて重要であり、特に交通安全の確保は、安全で安心な社会の実現を図っていくための重要な要素である。

このような観点から、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき過去10次にわたり本市の交通安全計画を策定し、交通安全に関する関係機関・団体・地域住民が一体となって、春・夏・秋・年末年始交通安全運動や市職員、PTA、等の登校時の立哨・「高齢者安全運転支援装置設置促進事業」として100台の車に誤発進抑制装置を設置する等、さまざまな交通安全対策を強力的に実施してきた。その結果、石垣市では、平成28年に100件発生していた交通人身事故が、令和2年には45件と大幅減少となっており、平成27年11月17日から令和2年度までの1,567日間、「死亡事故0の沖縄県記録」を樹立した。

これは、関係機関・団体はもとより、市民を挙げた努力の成果であると考えられる。

しかしながら、悲惨な交通事故はいまだ発生しており、交通事故防止は、国、県、市町村及び交通安全関係団体だけでなく、市民一人ひとりが全力を挙げて取り組まなければならない重要な課題である。

本市では今後の観光産業の発展に伴うレンタカー等の車両の増加、「少子高齢化社会」や「クルマ社会」がさらに進展し交通情勢の複雑化による交通事故の増加が懸念される。

このため、引き続き「人命尊重の理念」を基本に、安全教育の基本など、交通安全全般にわたり、総合的かつ長期的な視野にたった施策の大綱を作成し、これに基づいた諸施策を従来にもまして、強力的に推進していかなければならない。

第11次石垣市交通安全計画は、このような観点から交通安全対策基本法第18条の規定に基づき、令和3年度から令和7年度までに講ずる陸上交通の安全に関する施策の大綱を定めたものである。

本市においては、交通安全計画のもと、国・県の交通安全関係行政機関の協力を得て、地域の実情に即した交通安全に関する諸施策を具体的に定め、市民の十分な理解と協力のもとでこれを強力的に推進するものとする。

目 次

第1章 計画の理念	1
第2章 道路交通の安全	3
第1節 道路交通事故のない市を目指して.....	3
第2節 道路交通の安全についての目標.....	3
I 交通事故のすう勢	3
II 道路交通を取り巻く状況の展望	4
第3節 道路交通の安全についての対策.....	5
I 今後の道路交通安全対策を考える視点	5
(1) 高齢者及び子どもの安全確保	5
(2) 飲酒運転の根絶	6
(3) 生活道路における安全確保	6
II 講じようとする施策	6
1 道路交通環境の整備	6
(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	7
(2) 幹線道路における交通安全対策の推進	8
(3) 自転車利用環境の総合的整備	9
(4) 災害に備えた道路交通環境の整備	9
(5) 総合的な駐車対策の推進	10
(6) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	10
2 交通安全思想の普及徹底	11
(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	11
(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	14
(3) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	17
(4) 市民の参加・協働の推進	18
3 安全運転の確保	18
(1) 運転者教育等の充実	18
(2) 安全運転管理の推進	19

4	車両の安全性の確保	19
5	道路交通秩序の維持	20
6	救助・救急活動の充実	20
7	被害者支援の充実と推進	21

第1章 計画の理念

本格的な高齢社会の到来、交通手段の選択における地球環境問題への配慮が求められるなか、大きな時代変化を乗り越え、真に豊かで活力のある社会を構築していくためには、市民すべての願いである安全で安心して暮らせる社会を実現することが極めて重要である。

交通事故により、毎年多くの方が被害に遭われていることを考えると、公共交通機関をはじめ、交通安全の確保は、安全で安心な社会の実現を図っていくための重要な要素である。

人命尊重の理念に基づき、また、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案して、究極的には交通事故のない「日本一交通安全な市」を目指すべきであり、社会経済情勢の変化を踏まえつつ、交通事故の実態に対応した安全対策を講じていく必要がある。

また、安全で安心な社会においては、弱い立場にある者への配慮や思いやりが存在しなければならず、交通弱者である歩行者、とりわけ、高齢者、障害者、子ども等の安全を確保することが必要である。このような「人優先」の交通安全思想を基本とし、あらゆる施策を推進する。

本計画（令和3年度～令和7年度）においては、飲酒絡み交通事故の更なる減少、高齢運転者及び高齢歩行者の事故防止、二輪車（若年者）の事故防止等に重点的に取り組むこととし、①交通社会を構成する人間、②車両等の交通機関、③それらが活動する場としての交通環境という三つの要素について、それぞれ相互の関連を考慮しながら、可能な限り成果目標を設定した施策を策定するなど、市民の理解と協力の下、強力に推進する。

第一に、人間に対する安全対策については、交通機関の安全な運転を確保するため、運転する人間の知識・技能の向上、交通安全意識の徹底、資格制度の強化、指導取締りの強化、運転管理の改善、労働条件の適正化等を図り、かつ、歩行者等の安全な移動を確保するため、歩行者等の交通安全意識の徹底、指導の強化等を図るものとする。

市民が身近な地域や団体において、地域の課題を認識し自ら具体的な目標や方針を設定したり、交通安全に関する各種活動に直接かかわったりしていくなど、安全で安心な交通社会の形成に積極的に関与していくような仕組みづくりが必要である。

第二に、交通機関に係る安全対策としては、人間はエラーを犯すものとの前提の下で、それらのエラーが事故に結びつかないように、新技術の活用とともに、各交通機関の社会的機能や特性を考慮しつつ、高い安全水準を常に維持させるための措置を講じ、さらに、必要な検査等を実施し得る体制を充実させるものとする。

第三に、交通環境に係る安全対策については、機能分担された道路網の整備、交通安全施設等の整備、効果的な交通規制の推進、交通に関する情報提供の充実、施設の老朽化対策等を図るものとする。

特に、道路交通においては、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において、歩道の整備を積極的に実施するなど、人優先の交通安全対策の更なる推進を図ることが重要である。

なお、これらの施策を推進する際には、高齢化や国際化等の社会情勢の変化を踏まえるとともに、感染症を始め、地震や津波等に対する防災の観点にも適切な配慮を行うものとする。多様な専門分野間で、一層柔軟に必要な連携をしていくことが重要である。

国の関係地方行政機関、県、市町村をはじめ地域の民間団体等が緊密な連携の下に、それぞれが責任を担いつつ、施策を推進するとともに、市民が主体的に行う、地域の特性に応じた取組等により、参加・協働型の交通安全活動を推進する。

第2章 道路交通の安全

第1節 道路交通事故のない市を目指して

安全で安心な石垣市を実現させ、子供から高齢者まですべての市民が、相互理解と思いやりをもって行動する共生の交通社会の形成を図ることが必要である。

人命尊重の理念に基づき、究極的には、交通事故のない「安全・安心なまち石垣市」を目指すべきである。

今後は、死者数の一層の減少に取り組むとともに、事故そのものの減少についても積極的に取り組む必要がある。

第10次交通安全計画策定時からの課題であった飲酒運転絡みの交通事故発生率については、飲酒運転根絶に関する市民意識の高揚を図るとともに、交通安全対策を充実して地域での活動を強化していくことが重要であり、交通安全に関する新たな仕組みづくりや方策を生み出していく必要がある。

交通安全に関しては、それぞれの地域の実情を踏まえた上で、総合的なまちづくりの中で実現していくことが有効である。

その上で、行政、学校、家庭、職場、団体、企業等が役割分担しながらその連携を強化し、また住民が、交通安全に関する各種活動に対して、様々な形で積極的に参加し、協働していくことが有効である。

第2節 道路交通の安全についての目標

I 交通事故のすう勢

本市の交通人身事故の発生件数は、減少傾向にあるものの未だ多くの市民が交通事故に遭っていることに変わりなく、依然として予断を許さない状況にある。

このような状況の中、本市では関係機関・団体と一体となり、交通事故防止のため諸施策を実施してきましたが輪禍は後を絶たず憂慮すべき事態にある。

自動車交通が今後とも市民生活に大きな役割を果たすことは必至で

あり、これに対応した総合的な交通安全対策を、積極的に推進しなければ交通事故の増加に歯止めをかけることはできないと思われる。

石垣市における交通人身事故発生状況件数

年 度	発生状況	死亡事故	重傷	軽傷
平成 28 年	100	0	26	74
平成 29 年	88	0	22	66
平成 30 年	98	0	30	68
令和元年	88	0	21	67
令和 2 年	45	2	12	31

なお、近年交通人身事故が減少している理由としては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う社会活動の抑制も一因になったものの、道路交通環境の整備、交通安全思想の普及徹底、安全運転の確保、車両の安全性の確保、道路交通秩序が挙げられる。

- ① シートベルト着用率の向上に伴う事故の被害軽減
- ② 交通三悪（無免許運転・飲酒運転・悪質な速度超過）に起因する悪質・危険性の高い事故の減少
- ③ 危険認知速度（車両の事故直前速度）の低下
- ④ 車両の安全性の向上

Ⅱ 道路交通を取り巻く状況の展望

本市の道路交通を取り巻く今後の状況を展望すると、運転免許保有者数、自動車保有台数、レンタカー利用者数、道路実延長距離等は今後一定期間増加することが見込まれる。このような中、交通死亡事故の当事者となる比率の高い高齢者の人口の増加、中でも高齢者の運転免許保有者の増加は、道路交通にも大きな影響を与えるものと考えられる。

また、八重山病院、市役所の移転やアクセス道路の開通により、車の流れの大きな変化が見込まれる。

第3節 道路交通の安全についての対策

I 今後の道路交通安全対策を考える視点

近年、道路交通事故による死者数が減少していることを考えると、これまでの交通安全計画に基づき実施されてきた対策には一定の効果があったものと考えられる。

このため、従来の交通安全対策を基本としつつ、経済社会情勢、交通情勢の変化等に対応し、また、実際に発生した交通事故に関する情報の収集、分析を充実し、より効果的な対策への改善を図るとともに、有効性が見込まれる新たな対策を推進する。

対策の実施に当たっては、可能な限り根拠データをもとに対策ごとの目標を設定するとともに、その実施後において効果評価を行い、必要に応じて改善していくなど臨機応変な対策が必要である。

このような観点から、

- ① 道路交通環境の整備
- ② 交通安全思想の普及徹底
- ③ 安全運転の確保
- ④ 車両の安全性の確保
- ⑤ 道路交通秩序の維持
- ⑥ 救助・救急活動の充実
- ⑦ 被害者支援の充実と推進

といった7つの柱により、交通安全対策を実施する。

特に「高齢者及び子どもの安全確保」「飲酒運転の根絶」「生活道路における安全確保」の視点を重視して対策の推進を図っていくべきである。

(1) 高齢者及び子どもの安全確保

本市において、今後高齢化が進むことを踏まえると、高齢者が安全に利用できる交通環境の形成が必要である。

高齢者については、主として歩行及び自転車等を交通手段として利用する場合の対策とともに、自転車を運転する場合の安全運転を支える対策を推進する。さらに、運転免許返納後の、高齢者の移動を伴う日常生活を支えるための対策は、この計画の対象となる政策に留まらないが、これらの対策とも連携を深めつつ推進することが重要となる。

全国的に少子化の進行が深刻さを増している中で、安心して子どもを生み育てることができる環境の整備、幼い子どもと一緒に移動しやすい環境の整備が期待される。次代を担う子どもの安全を確保する観点から、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路や通学路等の子どもが移動する経路において、横断歩道の設置や適切な管理、歩道の整備等の安全・安心な歩行空間の整備を積極的に推進する。また、子どもを保育所等に預けて働く世帯が増えている中で、保育所等を始め地域で子どもを見守っていくための取組も充実させていく必要がある。

また、高齢者や子どもに対しては、地域の交通情勢に応じた交通安全教育等の対策を講ずる必要がある。

(2) 飲酒運転の根絶

未だ遵法精神が欠如した悪質な運転者が数多く潜在している実態がうかがえる。継続して飲酒運転根絶に向けた対策を推進することが重要である。

このため引き続き、市民一丸となって「沖縄県飲酒運転根絶条例」に基づいた諸対策を推進し、「飲酒運転をしない させない 許さない」社会環境を構築する。また、重大事故、死亡事故に直結する路上寝込み「^{ゼロ}0」を目指す。

(3) 生活道路における安全確保

生活道路においては、狭い道も多くすれ違い事故が置きやすい。高齢者、障害者、子どもを含む全ての歩行者や自転車が安心して通行できる環境を確保し、交通事故を減少させていかなければならない。生活道路における各種対策を実施していく上では、対策着手段階からの一貫した地域住民の関わりが重要であり、地域の専門家を交えた取組を進めるなど、その進め方も留意していく必要がある。

このような取組を続けることにより、「生活道路は人が優先」という意識が市民に深く浸透することを目指す。

II 講じようとする施策

1 道路交通環境の整備

道路交通環境の整備については、これまでも関係機関が連携し、幹線道路

と生活道路の両面で対策を推進してきたところであり、いずれの道路においても一定の事故抑止効果が確認されている。

しかしながら、近年における県内の歩行中・自転車乗用中の死者数の割合は高水準で推移していることから、本市でも歩行者や自転車がよく通行する生活道路における安全対策をより一層推進する必要がある。このため、今後の道路交通環境の整備に当たっては、自動車交通を担う幹線道路等と歩行者中心の生活道路の安全の推進に取り組むこととする。

また、少子高齢化が一層進展する中で、子どもを事故から守り、高齢者や障害者が安全にかつ安心して外出できる交通社会の形成を図る観点から、安全・安心な歩行空間が確保された人優先の道路交通環境整備の強化を図っていくものとする。

(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

これまでの交通安全対策は、主として「車中心」の対策であり、歩行者の視点からの道路整備や交通安全対策は依然として十分とはいえず、また、生活道路への通過交通の流入等の問題も依然として深刻である。

このため、地域の協力を得ながら、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道を積極的に整備するなど、「人」の視点に立った交通安全対策を推進していく必要があり、特に交通の安全を確保する必要がある道路において、歩道等の交通安全施設等の整備、効果的な交通規制の推進等きめ細かな事故防止対策を実施することにより車両の速度の抑制や、自動車、自転車、歩行者等の異種交通が分離された安全な道路交通環境を形成することとする。

ア 生活道路における交通安全対策の推進

科学的データや地域の顕在化したニーズ等に基づき抽出した交通事故の多いエリアにおいて、地域住民及び関係団体等が連携し、徹底した通過交通の排除や車両速度の抑制等のゾーン対策に取り組み、子どもや高齢者等が安心して通行できる道路空間の確保を図る。

イ 通学路等における交通安全の確保

高校、中学校に通う生徒、小学校、幼稚園、保育所や児童館等に通う児童・幼児の通行の安全を確保するため、通学路等の歩道整備等を積極的に推進するとともに、ハンプ・狭さく等の設置、路肩のカラー舗装、防護柵

設置、自転車道・自転車の通行位置を示した道路等の整備、押ボタン式信号機・歩行者用灯器等の整備、立体横断施設の整備、横断歩道等の拡充、くぼみ補修工事等の対策を推進する。

ウ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

高齢者や障害者等を含め全ての人が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、バス停留所、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に平坦性が確保された幅の広い歩道等を積極的に整備する。

(2) 幹線道路における交通安全対策の推進

幹線道路における交通安全については、ビッグデータを活用し事故危険箇所を含め死傷事故率の高い区間や、地域の交通安全の実績を踏まえた区間を優先的に選定し、効率的な事故対策を推進する。高規格幹線道路から生活道路に至るネットワークによって適切に機能が分担されるよう道路の体系的整備を推進するとともに、他の交通機関との連携強化を図る道路整備を推進する。

ア 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進

交通安全に資する道路整備事業の実施に当たって、効率的・効果的な実施に努め、少ない予算で最大の効果を獲得できるよう、次の手順により「事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）」を推進する。

(ア) 死傷事故率の高い区間や地域の交通安全の実情を反映した区間等、事故の危険性が高い特定の区間を第三者の意見を参考にしながら選定する。

(イ) 地域住民に対し、事故危険区間であることの注意喚起を行うとともに、事故データにより、卓越した事故類型や支配的な事故要因等を明らかにした上で、今後蓄積していく対策効果データを活用し、効果の高い対策を立案・実施する。

(ウ) 対策完了後は、対策の効果を分析・評価し、必要に応じて追加対策を行うなど、評価結果を次の新たな対策の検討に活用する。

イ 事故危険箇所対策の推進

特に事故の発生割合の大きい幹線道路の区間や、ビッグデータの活用により潜在的な危険区域等を事故危険箇所として指定し集中的な事故抑止対策を実施する。

ウ 幹線道路における交通規制

一般道路については、交通の安全と円滑化を図るため、道路の構造、交通安全施設の整備状況、道路交通実態の状況等を勘案しつつ、速度規制及び追越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制等について見直しを行い、その適正化を図る。

エ 重大事故の再発防止

社会的影響の大きい重大事故が発生した際は、速やかに事故要因を調査し、同様の事故の再発防止を図る。

オ 適切に機能分担された道路網の整備

高規格幹線道路から生活道路に至るネットワークを体系的に整備するとともに、歩道や自転車道等の整備を積極的に推進する。

(3) 自転車利用環境の総合的整備

安全で快適な自転車利用環境の整備

クリーンかつエネルギー効率の高い持続可能な都市交通体系の実現に向け、自転車の役割と位置付けを明確にしつつ、交通状況に応じて、歩行者・自転車・自動車の適切な分離を図り、歩行者と自転車の事故等への対策を講じるなど、安全で快適な自転車利用環境を創出する必要がある。

(4) 災害に備えた道路交通環境の整備

ア 災害に備えた道路の整備

地震、豪雨、台風、津波等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図る。

地震・津波発生時等の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策を推進する。豪雨・台風時等においても、安全・安心で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路斜面等の防災対策や災害の恐れのある区間を回避・代替する道路の整備を推進する。

津波に対しては、津波による人的被害を最小化するため、道路利用者への早期情報提供、迅速な避難を行うための避難路の整備を推進する。

イ 災害に強い交通安全施設等の整備

地震、豪雨、台風、津波等による災害が発生した場合においても安全で円滑な道路交通を確保するため、老朽化した、道路標識・道路標示等の計

画的な更新を推進する。

ウ 災害発生時における交通規制

災害発生時においては、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、被害状況を把握した上で、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定に基づく通行禁止等の必要な交通規制を迅速かつ的確に実施する。

(5) 総合的な駐車対策の推進

道路交通の安全と円滑を図り、都市機能の維持及び増進に寄与するため、道路交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進する。

ア きめ細かな駐車規制の推進

地域住民等の意見要望等を十分に踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、物流の必要性や自動二輪車の駐車需要等にも配慮し、地域の交通実態等に応じた規制の緩和を行うなど、きめ細かな駐車規制を警察等と協力し推進する。

イ 違法駐車を排除する気運の醸成・高揚

違法駐車の排除及び自動車の保管場所の確保等に関し、市民への広報・啓発活動を行うとともに、関係機関・団体との密接な連携を図り、石垣市交通安全推進協議会等の積極的な活用等により、住民の理解と協力を得ながら違法駐車を排除する気運の醸成と高揚を図る。

(6) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

ア 道路の使用及び占用の適正化等

(ア) 道路の使用及び占用の適正化

工作物の設置、工事等のための道路の使用および占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の順守、占有物件等の維持管理の適正化について指導する。

(イ) 不法占有物件の排除等

道路交通に支障を与える不法占有物件については、実態把握、強力な指導取締りによりその排除を行い、特に市街地について重点的にその是正を実施する。

さらに、道路上から不法占有物件等を一掃するためには、沿道住民を始め道路利用者の自覚に待つところが大きいことから、法占有等の防止

を図るための啓発活動を沿道住民等に対して積極的に行い、「道路ふれあい月間」等を中心に道路の愛護思想の普及を図る。

(ウ) 道路の掘り返しの規制等

道路の掘り返しを伴う占用工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施行方法を調整する。

ウ 子どもの遊び場等の確保

子どもの遊び場の不足を解消し、路上遊戯等による交通事故の防止に資するとともに、良好な生活環境づくり等を図るため、都市公園等の整備を推進する。

オ 地域に応じた安全の確保

安全な道路交通の確保に資するため、気象情報、路面状況等を収集し、道路利用者に提供する道路情報提供装置等の整備を推進する。

2 交通安全思想の普及徹底

交通安全教育は、自他の生命尊重という理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全のルールを守る意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全にも貢献できる良き社会人を育成する上で、重要な意義を有している。

人優先の交通安全思想の下、子ども、高齢者、障害者等に関する知識や思いやりの心を育むとともに、交通事故被害者等の痛みを思いやり、交通事故の被害者にも加害者にもならない意識を育てることが重要である。

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

ア 幼児に対する交通安全教育の推進

幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目標とする。

幼稚園、保育所及び認定こども園においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場面を捉えて交通安全教育を計画的かつ継続的に行う。これらを効果的に実施するため、例えば紙芝居や視聴覚教材等を利用したり親子で実習したりするなど、分かりやすい指導に努めるとともに、指導資料の作成、教職員の指導

力の向上及び教材・教具の整備を推進する。

児童館においては、遊びによる生活指導の一環として、交通安全に関する指導を推進する。

イ 小学生に対する交通安全教育の推進

小学生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とする。

小学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性等について重点的に交通安全教育を実施する。

ウ 中学生に対する交通安全教育の推進

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりをもって、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とする。

エ 高校生に対する交通安全教育の推進

高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し自他の生命を尊重するなど責任を持って行動することができるような健全な社会人を育成することを目標とする。

また、本市は自転車通学する生徒も多く、安全運転の徹底が求められている。

高等学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、保健体育、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、無免許運転根絶、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、

危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等について更に理解を深めるとともに、生徒の多くが、近い将来、普通免許等を取得することが予想されることから、免許取得前の教育としての性格を重視した交通安全教育を行う。特に、二輪車・自動車の安全に関する指導については、生徒の実態や地域の実情に応じて、安全運転を推進する機関・団体やPTA等と連携しながら、安全運転に関する意識の向上と実技指導等を含む実践的な交通安全教育の充実を図る。また、小中学校等との交流を図るなどして高校生の果たしうる役割を考えさせるとともに、交通安全活動への積極的な参加を促す。

オ 成人に対する交通安全教育の推進

成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転の確保の観点から、免許取得時及び免許取得後の運転者の教育を中心として行うほか、社会人、大学生等に対する交通安全教育の充実に努める。

運転免許取得時の教育は、自動車教習所における教習が中心となることから、教習水準の一層の向上に努める。

免許取得後の運転者教育は、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な技能及び技術、特に危険予測・回避の能力の向上、交通事故被害者等の心情等交通事故の悲惨さに対する理解及び交通安全意識・交通マナーの向上を目標とし、沖縄県公安委員会が行う各種講習、自動車教習所、民間の交通安全教育施設等が行う運転者教育及び事業所の安全運転管理の一環としての交通安全教育を中心として行う。

また、社会人を対象とした学級・講座などにおける交通安全教育の促進を図るなど、公民館等の社会教育施設における交通安全のための諸活動を促し、関係機関・団体、交通ボランティア等による活動を支援する。

カ 高齢者に対する交通安全教育の推進

高齢者に対する交通安全教育は、運転免許の有無等により、交通行動や危険認識、交通ルール等の知識に差があることに留意しながら、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者または運転者としての交通行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動を理解させるとともに、自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう必要な実践的スキル及び交通ルール等の知識を習得させることを目標とする。

高齢化の一層の進展に的確に対応し、高齢者が安全に、かつ、安心して外出できる交通社会を形成するため、高齢者自身の交通安全意識の向上はもとより、市民全体が高齢者を見守り、高齢者に配慮する意識を高めていくことや、地域の見守り活動を通じ、地域が一体となって高齢者の安全確保に取り組むよう努める。

キ 障害者に対する交通安全教育の推進

障害のある人に対しては、交通安全のために必要な技能及び知識の習得のための講習会等において、手話通訳員の配置等、障害特性に応じた配慮をおこない、きめ細かい交通安全教育を推進する。

(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

ア 交通安全運動の推進

市民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、市民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進するための市民運動として、市の運動主催機関・団体を始め、交通安全推進協議会等の構成機関・団体が相互に連携して、交通安全運動を組織的・継続的に展開する。

交通安全運動の運動重点は、歩行者、自転車、自動車運転者の交通事故防止、夕暮れや夜間の交通事故防止、携帯電話やカーナビ等を使用しながらの運転防止等、時節や交通情勢を反映した事項を設定するとともに、地域の実情に即した効果的な交通安全運動を実施するため、必要に応じて地域の重点を定める。

さらに、地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体及び交通ボランティアの参加促進を図り、参加・体験・実践型の交通安全教室の開催等により、交通事故を身近なものとして意識させる交通安全活動を促進する。

イ 自転車の安全利用の推進

自転車が道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことを理解させる。

自転車乗用中の交通事故や自転車の安全利用を促進するため、「自転車安全利用五則」（平成19年7月10日中央交通安全対策会議 交通対策

本部決定) を活用するなどにより、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図る。

自転車は、歩行者と衝突した場合には加害者となる側面も有しており、交通に参加する者としての十分な自覚・責任が求められることから、そうした意識の啓発を図る。

薄暮の時間帯から夜間における自転車事故を防止するため、灯火点灯の徹底と、反射材用品等の取付けの促進により、自転車の被視認性の向上を図る。

自転車に同乗する幼児の安全を確保するため、保護者に対して幼児の同乗が運転操作に与える影響等を体感できる参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するほか、幼児を同乗させる場合において安全性に優れた幼児二人同乗用自転車の普及を促進するとともに、シートベルトを備えている幼児用座席に幼児を乗せるときは、シートベルトを着用させるよう広報啓発活動を推進する。

幼児・児童の保護者に対して、自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果についての理解促進に努め、幼児・児童の着用の徹底を図るほか、全ての年齢層の自転車利用者に対しても、ヘルメットの着用を推奨する。

ウ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底
シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図る。このため、関係機関・団体等との協力の下、参加・体験型の交通安全教育を推進するほか、あらゆる機会・媒体を通じて着用徹底の啓発活動等を展開する。

エ チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、理解を深めるための広報啓発・指導を推進し、正しい使用の徹底を図る。特に比較的年齢の高い幼児の保護者に対し、正しい使用の徹底を図る。

使用推進シンボルマーク等を活用しつつ、幼稚園・保育所・認定こども園、病院等と連携した効果的な広報啓発・指導を推進する。

オ 反射材用品等の普及促進

夜間における歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品等の普及を図るため、各種広報媒体を活用して広報啓発を推進する。

カ 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進

飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発を引き続き推進するとともに、地域、職域等における飲酒運転根絶の取組を更に進め、「飲酒運転をしない させない 許さない」という市民の規範意識の確立を図る。特に若年運転者層は、他の年齢層に比較して飲酒運転における死亡事故率が高いなどの特性を有していることから、若年運転者層を始め、対象に応じたきめ細かな広報啓発を、関係機関等が連携して推進する。

また、飲酒運転をした者について、アルコール依存症等が疑われる場合に、地域の実情に応じ、運転者やその家族が相談、指導及び支援等を受けられるよう、関係機関・団体が連携した取組の推進に努める。

キ 効果的な広報の実施

交通安全に関する広報については、テレビ、ラジオ、新聞、携帯端末、インターネット等のあらゆる広報媒体を活用して、交通事故等の実態を踏まえた広報、日常生活に密着した内容の広報、交通事故被害者等の声を取り入れた広報等、具体的で訴求力の高い内容を重点的かつ集中的に実施するなど、実効の挙がる広報を次の方針により行う。

(ア) 家庭、学校、職場、地域等と一体となった広範なキャンペーンや、官民が一体となった各種の広報媒体を通じての集中的なキャンペーン等を積極的に行い、子どもと高齢者の交通事故防止、シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底、飲酒運転の根絶、違法駐車等の排除等を図る。また、運転中のスマートフォンの操作等の危険性について周知を図る。

(イ) 交通安全に果たす家庭の役割は極めて大きいことから、家庭向け広報媒体の積極的な活用、自治会等を通じた広報等により家庭に浸透するきめ細かな広報の充実に努め、子ども、高齢者等を交通事故から守るとともに、妨害運転や飲酒運転等の悪質・危険な運転を根

絶する気運の盛り上がりを図る。

- (ウ) 民間団体の交通安全に関する広報活動を援助するため、交通安全に関する資料、情報等の提供を積極的に行うとともに、報道機関の理解と協力を求め、市民的気運の盛り上がりを図る。

ク その他の普及啓発活動の推進

- (ア) 高齢者の交通事故防止に関する市民の意識を高めるため、高齢者の歩行中や自転車乗車中の事故実態の広報を積極的に行う。また、高齢者に対する高齢者マークの表示の促進を図るとともに、他の年齢層に対しても、高齢運転者の特性を理解し、高齢者マークを取り付けた自転車への保護意識を高めるように努める。

- (イ) 薄暮の時間帯から夜間にかけて重大事故が多発する傾向にあることから、夜間の重大事故の主原因となっている最高速度違反、飲酒運転等による事故実態・危険性等を広く周知し、これら違反の防止を図る。

また、季節や気象の変化、地域の実態に応じ、交通情報板等を活用するなどして自動車及び自転車の前照灯の早期点灯を促すとともに、歩行者、自転車利用者の反射材用品等の着用を推進する。

(3) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進

交通安全を目的とする民間団体については、交通安全指導者の養成等の事業及び諸行事に対する援助並びに交通安全に必要な資料の提供活動を充実するなど、その主体的な活動を促進する。また、地域団体、自動車製造・販売団体、自動車利用者団体等については、それぞれの立場に応じた交通安全活動が地域の実情に即して効果的かつ積極的に行われるよう、各季の交通安全運動等の機会を利用して働き掛けを行う。そのため、交通安全対策に関する行政・民間団体間及び民間団体相互間において定期的に連絡協議を行い、交通安全に関する市民挙げての活動の展開を図る。

また、交通指導員等必ずしも組織化されていない交通ボランティア等に対しては、資質の向上に資する援助を行うことなどにより、その主体的な活動及び相互間の連絡協力体制の整備を促進する。

民間団体・交通ボランティア等が主体となった交通安全教育・普及啓発活動の促進を図り、交通安全の取組を着実に次世代につないでいくよう幅広い

年代の参画に努める。

(4) 市民の参加・協働の推進

交通の安全は、市民の安全意識により支えられることから、交通社会の一員であるという当事者意識を持つよう意識改革を促すことが重要である。

このため、交通安全思想の普及徹底に当たっては、行政、民間団体、企業等と市民が連携を密にした上で、それぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進し、市民の参加・協働を積極的に進める。

このような観点から、地域住人が交通安全に対し理解しやすいように、市民や道路利用者が主体的に行う「ヒヤリ地図」を作成、交通安全総点検等の積極的活用・広報などのほか、交通安全の取組に地域住民等の意見を積極的にフィードバックするように努める。

3 安全運転の確保

安全運転を確保するためには、運転者の能力や資質の向上を図ることが必要であるため、運転者のみならず、これから運転免許を取得しようとする者までを含めた運転者教育等の充実に努める。特に、今後大幅に増加することが予想される高齢運転者に対する教育等の充実に努める。

また、運転者に対して、運転者教育、安全運転管理者における指導、その他広報啓発等により、横断歩道においては、歩行者が優先であることを含め、高齢者や障害者、子どもを始めとする歩行者や自転車に対する保護意識の向上を図る。

企業・事業所等の自主的な安全運転管理対策の推進及び自動車運送事業者の安全対策の充実に努めるとともに、交通労働災害の防止等を図るための取組を進める。

加えて、道路交通の安全に影響を及ぼす自然現象等に関する適時・適切な情報提供を実施するため、ICT等を活用しつつ、道路交通に関連する総合的な情報提供の充実に努める。

(1) 運転者教育等の充実

安全運転に必要な知識及び技能を身に付けた上で安全運転を実践できる運転者を育成するため、免許取得前から、安全意識を醸成する交通安全教育の充実に努めるとともに、免許取得時及び免許取得後においては、特に、実際の交通場面で安全に運転する能力を向上させるための教育を行う。

ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実

自動車教習所の教習に関し、教習指導員等の資質の向上、教習内容及び技法の充実を図り、教習水準を高める。

また、教習水準に関する情報の市民への提供に努める。

イ 運転者に対する再教育等の充実

取消処分者講習、停止処分者講習、違反者講習、初心運転者講習、更新時講習及び高齢者講習により運転者に対する再教育が効果的に行われるよう、講習施設・設備の拡充を図るほか、講習指導員の資質向上、講習資機材の高度化並びに講習内容及び講習方法の充実に努める。

特に、飲酒運転を根絶する観点から、飲酒取消講習の確実な実施や飲酒学級の充実に努める。

自動車教習所については、既に運転免許を取得した者に対する再教育も実施するなど、地域の交通安全教育センターとしての機能の充実に努める。

ウ 二輪車安全運転対策の推進

自動車教習所における交通安全教育体制の整備等を促進し、二輪車運転者に対する教育の充実強化に努める。

エ 高齢運転者対策の充実

高齢者講習の効果的実施、更新時講習における高齢者学級の拡充等に努める。特に、高齢者講習においては、運転技能に着目したきめ細かな講習を実施するとともに、より効果的な教育に努める。

(2) 安全運転管理の推進

安全運転管理者及び副安全運転管理者(以下「安全運転管理者等」という。)に対する講習の充実等により、これらの者の資質及び安全意識の向上を図るとともに、事業所内で交通安全教育指針に基づいた交通安全教育が適切に行われるよう安全運転管理者等を指導する。

また、安全運転管理者等の未選任事業所の一掃を図り、企業内の安全運転管理体制を充実強化し、安全運転管理業務の徹底を図る。

4 車両の安全性の確保

近年、自動車に関する技術の進歩は目覚しく、様々な先進安全技術の開発・実用化が急速に進んでいる。交通事故のほとんどが運転者の交通ルール違反や運転操作ミスに起因している状況において、こうした技術の活用・普及促進に

より、交通事故の飛躍的な減少が期待できると考えられる。既に衝突被害軽減ブレーキの普及等に伴い、事故件数及び死傷者数は減少傾向にあるものの、交通事故は以前として高水準にあり、相次いで発生している高齢運転者による事故や子どもの安全確保も喫緊の課題であることから、自家用自動車及び事業用自動車双方における先進安全技術の更なる性能向上及び活用・普及促進により着実に交通安全を確保していくことが肝要である。

5 道路交通秩序の維持

交通ルール無視による交通事故を防止するためには、交通指導取締り、交通事故事件捜査、暴走族取締り等を強化し、道路交通秩序の維持を図る必要がある。

このため、交通事故、交通違反実態を的確に分析し、死亡事故等重大事故に直結する悪質性、危険性・迷惑性の高い違反、地域の交通実態、市民の要望等を踏まえた交通違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する。

さらに、暴走族対策を強力に推進するため、関係機関・団体が連携し、地域が一体となって暴走族追放気運の高揚に努め、暴走行為をさせない環境づくりを推進するとともに、取締り体制及び装備資機材の充実強化を図る。

6 救助・救急活動の充実

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため、道路上の交通事故に即応できるよう、救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係を確保しつつ、救助・救急体制及び救急医療体制の整備を図る。

ア 救急救命士の養成・配置等の促進

プレホスピタルケア（救急現場及び搬送途上における応急処置）の充実のため、消防機関において救急救命士を計画的に配置できるようその養成を図り、救急救命士が行える特定行為を円滑に実施するための講習及び実習の実施を推進する。

イ 救助・救急資機材等の装備の充実

救助工作車や交通救助活動に必要な救助資機材を充実させるとともに、救急救命士等がより高度な救急救命処置を行うことができるよう、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備を推進する。

ウ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

複雑多様化する救助・救急事象に対応すべく、救助隊員及び救急隊員の知識・技術等の向上を図るため、継続的な教育訓練を推進する。

7 被害者支援の充実と推進

交通事故被害者等は、交通事故により多大な肉体的、精神的及び経済的打撃を受けたり、又は、かけがえのない生命を絶たれたりするなど、深い悲しみつらい体験をされており、このような交通事故被害者等を支援することは極めて重要であることから、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）等の下、交通事故被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進する。